

社団法人 町田法人会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人町田法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、東京都町田市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催並びに記帳指導の実施
- (4) 機関誌の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (5) 法人会会員の役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- (6) 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- (7) 友誼団体との協調連携
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有する者は、町田税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により、任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 事業の閉鎖又は解散
- (3) 除 名

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本会の名誉を棄損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

理 事		40名以上50名以内
うち	会 長	1名
	副 会 長	5名以内
	専務理事	必要に応じて1名を置くことができる
	常任理事	15名以上25名以内
監 事		1名以上3名以内

(役員の選任)

第 1 4 条 理事及び監事は総会において、会員の代表者その他役職員のうちから、これを選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常任理事は理事の互選により、これを選任する。
3. 前2項の規定にかかわらず、専務理事については総会において、会員以外の者から選任することができる。
4. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第 1 5 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、本会の日常の会務を処理し、事務局を指導監督する。
4. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議し、執行する。
5. 常任理事は、本会の常務を審議し、処理する。
6. 監事は、民法第 5 9 条に定める職務を行う。

(役員の任期)

第 1 6 条 役員の任期は就任後第2回目の通常総会終了のときに終わる。ただし、再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者または前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 1 7 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 1 0 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる

(役員の報酬)

第 1 8 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

第 5 章 顧問、相談役、委員及び職員

(顧問及び相談役)

第 1 9 条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とする。

3. 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員及び委員会)

第20条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、各種の委員会を設けることができる。

2. 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員長及び委員は、理事会の推薦により、会員の代表者又は、その他役員のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(職員)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、事務局長及び職員2名以上を置き、会長がこれを任免する。
3. 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第22条 委員会及び事務局の運営に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第24条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも、会員の全員をもって組織する。

(総会の開催と招集)

第25条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員総数の5分の1以上、若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は、開催の日から少なくとも7日前に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。
ただし、会長が止むを得ないと認めるときは、便宜の方法をもって、これに代えることができる。

(会員の表決権)

第26条 会員は、各1個の表決権を有する。

2. 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。
3. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員

に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第27条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第28条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 決算及び収入支出予算
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他、会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第29条 役員会を分けて、理事会及び常任理事会とする。

2. 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。
3. 監事、顧問及び相談役は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第30条 役員会は、会長が必要と認めるとき、これを開催する。

2. 役員会の招集については、第25条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第31条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は、出席役員員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 定款の変更に関する議案
 - (3) 総会において理事会に委任された事項
 - (4) その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項
2. 常任理事会は、理事会に代わり、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(会議の議長)

第33条 すべての会議の議長は、会長がこれに当る。

第7章 地区会、支部及び専門部会

(地区の設置)

第34条 本会は第4条に規定する会務を効率的に執行するため、理事会の決議を経て、必要な地に地区を置く。

2. 地区会は、原則として2以上の支部をもって、おおむね町の単位により組織する。
3. 地区会の運営規則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(支部の設置)

第35条 本会は、第4条に規定する事業の遂行と円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置く。

2. 支部は、行政区画、会員の分布状態を考慮して定め、会員はそのいずれかの支部に属するものとする。
3. 支部の運営規則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(専門部会の設置)

第36条 本会は、第4条に規定する事業の遂行と円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、各種の専門部会を設けることができる。

2. 専門部会の運営規則は、必要ある場合は、それぞれ理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより、構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産、財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第40条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経て、その一部に限り、これを処分することができる。

(経費)

第41条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第42条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第43条 収支決算の結果、年度末において、剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

第46条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第10章 雑 則

(細 則)

第48条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1. この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
2. 従来、町田法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員、顧問、相談役及び委員の任期は、設立初年度に限り、東京国税局長の設立許可があった日から、次の通常総会の日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、東京国税局長の設立許可があった日から、昭和56年3月31日までとする。
5. 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。

附 則 (昭和62年6月26日変更認可)

この変更は、東京国税局長の認可のあった日から施行する。(第13条)

附 則 (平成5年6月23日変更認可)

この変更は、東京国税局長の認可のあった日から施行する。(第13条)

附 則 (平成11年7月2日変更認可)

この変更は、東京国税局長の認可のあった日から施行する。

(第3.4.11.13.14.16.18条)